

<資料 2 >

第 4 期ねやがわ男女共同参画プランの
「国際的・国内的な動き」と「基本理念」
(試案)

寝屋川市

国際的・国内的な動き

国際的には、1995（平成 7）年 9 月、第 4 回世界女性会議が北京で開催されました。「平等・開発・平和への行動」をメインテーマとしたこの会議では、「行動綱領」と「北京宣言」が全会一致で採択されました。「行動綱領」は、女性の地位向上のために各国政府が取り組むべき優先行動分野を 12 の重大問題領域と定め、戦略目標と行動指針を明らかにしたものです。この行動綱領に基づいて各国で「行動計画」を策定することが約束されました。会議では、「女性の人権」が焦点となり、女性の地位向上のためのキーワードとして、「女性のエンパワーメント」が強調されました。

2000（平成 12）年には国連特別総会「女性 2000 年会議」がニューヨークで開催され、「北京宣言及び行動綱領」及び「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」を再確認し、男女平等を実現するためのこれまでの進展を踏まえながら、行動綱領の完全実施に向けた「政治宣言」と「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」が採択されました。

国においては、1999（平成 11）年 6 月に「男女共同参画社会基本法」を制定、施行し、男女共同参画社会の実現は 21 世紀のわが国を決定する重要な課題と位置づけました。基本法では、「男女の人権の尊重」「社会における制度又は慣行についての配慮」「政策等の立案及び決定への共同参画」「家庭生活における活動と他の活動の両立」「国際的協調」の 5 つを基本理念と定めています。これらの基本理念のもと、国、地方公共団体の責務を定めるとともに、国民の果たすべき役割が大きいことから国民の責務も明らかにしています。

2001（平成 13）年には、中央省庁等改革に伴い、新たに設置された内閣府に、重要政策に関する会議の一つとして「男女共同参画会議」が、併せて内部部局として「男女共同参画局」が設置され、推進体制が一段と強化されています。

2005（平成 17）年には、平成 12 年（2000 年）に策定された「男女共同参画基本計画」が改定され、女性のチャレンジ支援、仕事と家庭・地域生活の両立支援と働き方の見直しなどを主な柱とした「男女共同参画基本計画（第 2 次）」が閣議決定されました。2009（平成 21）年からは、2011（平成 23）年度からを計画期間とする「第 3 次男女共同参画基本計画」の策定に向けて、検討が進められています。

また、近年では、「男女雇用機会均等法」「配偶者暴力防止法（DV 防止法）」「次世代育成支援対策推進法」「育児・介護休業法」などの法律の改正や、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」「仕事と生活の調和推進のための行動指針」の策定、「女性の参画加速プログラム」の決定など、男女共同参画を推進する取組が図られています。

基本理念

この計画は、「男女共同参画社会づくり」を地域で具体的に目指すためのものです。男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」といえます。そのためには、次の8項目を基本に、あらゆる施策・制度に男女共同参画の視点を反映させることが重要です。

（１）男女の人権が保障される社会づくりを進める

女性も男性も、それぞれの性に誇りと自信がもて、個人としての尊厳が重んじられることが大切です。一人ひとりの人権が保障される社会づくりを進めます。

特に、DV（ドメスティック・バイオレンス）やセクシュアル・ハラスメント（性的いやがらせ）をはじめとする、さまざまな暴力が根絶される社会を目指します。

（２）あらゆる施策に社会的性別（ジェンダー）による格差是正の視点を確立する

女性も男性も生き方を自己決定できるよう保障されねばなりません。男女が性別による差別的取扱いを受けないよう、あらゆる施策に社会的性別（ジェンダー）による格差を是正していく視点を確立します。

（３）女性の社会参加・参画を促進する

女性が男性とともに責任をもって対等に寝屋川市の発展を担い、その方針決定過程に参画するためには、個々の女性が自ら能力を発揮し、政治的、経済的、社会的及び文化的に力をもった存在となる必要があります。防災や環境、まちづくりの分野をはじめ、社会のあらゆる分野への女性の参加・参画を促進します。

（４）女性のエンパワーメントを促進し、新しい価値観・文化を創造する

新しく豊かな生活を構築する価値観と文化を創造するには、女性が自ら担い手となる必要があります。知識や情報を自ら得、想像力や表現力を発揮して、新しい価値観や文化を創造し、情報発信などの活動を行っていくよう、女性のエンパワーメントを促進します。

（５）個人の生き方を尊重し、家庭・職場・地域で男女がともに責任と豊かさを分かちあう

男女がともに家庭・職場・地域において、それぞれの場で責任を果たせることが求められています。特に、女性が働くことで経済的基盤を得ることは、人生の選択の幅を広げ自己決定できる基礎になり、女性自身の高齢期の生活保障にもつながります。個人の生き方の尊重に基づいた、人間関係やネットワークづくりなど、社会的つながりを積極的につくっていくことにより、豊かな生活を楽しめるよう、施策の展開を図ります。

（６）家族の多様化に対応した施策を充実する

人口減少社会の到来や少子高齢化の進行、ライフスタイルの変化の中で、単身世帯やひとり親家庭など、家族の形態は多様化してきています。家族やライフスタイルの多様化に対応した、育児・介護などの社会サービスの充実と理解の促進を図ります。

（７）男性への働きかけを推進する

男女共同参画の推進には、男性への働きかけが重要です。性別に基づく固定的な役割分担意識による決めつけが、社会の制度や意識の中に依然として残っており、男性の家庭や地域生活への参加・参画を困難にし、豊かで人間らしい生活を妨げています。男性への意識変革や家庭・地域生活への参画を促進する啓発の充実を図ります。

（８）男女共同参画社会に向けた市民と行政の対等なパートナーシップをつくる

男女共同参画社会をつくっていくには、行政の施策を進めるとともに、市民も主体的に行動していくことが重要です。そのため、市民と行政の対等なパートナーシップをつくり、男女共同参画社会の実現に向けて、市民活動団体等と連携した取組を進めます。